

一度、登録しますと修正、変更がシステム上ではできませんので、ご注意ください。

様式第10号

高エネルギー加速器研究機構

No. 印刷時に自動入力されます

### 外来放射線作業個人管理登録票

日付: 印刷時に自動入力されます

年 月 日

赤枠内の記入をお願いいたします。

<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 再登録 (最終登録年度)		決裁欄	機構長	放射線取扱主任者	放射線管理室長
登録者	フリガナ氏名	性別	男・女	生年月日 年 月 日	職名
	連絡先	〒 TEL: 電子メール (必須。問い合わせ・個人情報の送付に利用することがあります。) FAX:			
所属機関	名称	代表者名			
	所在地	〒 TEL			
主な作業内容	1.加速器利用 2.工事・保守作業 3.その他 ( KETAセミナー )	利用施設名	1.PS 2.ERL 開発棟 北カウンターホール 3.中性子・ミュオン 4.PF (Linac・光源棟) 5.PF-AR 6.KEKB 7.その他 ( 教育加速器 )		
作業期間	令和6年3月4日 ~ 令和6年3月8日	機構内受入区分	1.共同利用研究員 2.共同研究研究員 3.施設利用 4.受託研究員 5.来訪研究員 6.協力研究員 7.外来業者 8.その他 (教育・人材育成事業参加者)		
所属実験グループ (共同利用実験者のみ記入)	実験グループ名	KETAセミナー			
	同責任者	福田将史			

### 業務従事者認定証明書兼放射線作業従事承諾書

氏名	所属
健康診断について (直近の結果を記入)	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり (異常ありの場合は、健康診断の写しを添付して下さい。)
被ばく線量について (前年度の結果を記入)	<input type="checkbox"/> 1mSv 未満です <input type="checkbox"/> 1mSv 以上 ( mSv ) です。(1mSv 以上の場合は、健康診断の写しを添付して下さい。)
業務従事者証明、および放射線作業従事承諾	
高エネルギー加速器研究機構長 殿	
1. 上記の者は、当機関において現在放射線業務従事者として登録され、法令に定められる必要な健康診断、教育訓練を実施していること、また健康診断並びに被ばく線量の結果について相違ないことを証明します。	
2. 高エネルギー加速器研究機構において、自 令和6年 3月 4日 至 令和6年 3月 8日 の期間、放射線作業に従事することを承諾します。	
年 月 日	所属機関事務室等で以下の責任者及び放射線取扱主任者をご確認の上、ご記入ください。
所属機関代表者 (責任者)	
職名:	印
氏名:	
放射線取扱主任者 (機関名、所在地は申請者と異なる場合のみ記入)	
機関名:	TEL/FAX
所在地: 〒	
職名:	印
氏名:	
所属機関代表者 (責任者) および放射線取扱主任者の押印前に推進室にて内容を確認いたしますので未押印の書類をメール添付にて推進室までお送りください。	

## 外来者の放射線作業従事について

高エネルギー加速器研究機構

本機構における放射線作業従事にあたっては下記に指定された手順を行って下さい。

- 1.管理区域内での作業は放射線作業です。
2. 本機構における放射線作業の従事に先だって、所属で放射線業務従事者として管理されている事を証明する書類（様式第10号）及び本機構内で放射線作業に従事する事を承諾する書類（様式第9号）が受理されており、本機構の放射線業務従事者として登録されている事が必要です。
- 3.本機構で初めて放射線作業に従事する前には、「放射線安全教育ビデオ」を見て、本機構の放射線障害予防規程を理解していただきます。（但し、従事前の教育でこのビデオを見ている事を主任者が証明している場合には免除することとします。）

その後、作業に従事する者全員に「共同利用実験参加等のため本機構で放射線作業に従事される外来者のための放射線安全管理対策の要点」を読み、ここに記載された条件のもとで放射線作業に従事することを了承し、本機構の規程に従う旨の署名をしていただきます。

- 4.本機構での放射線作業を行う場合には、所定の手続をして下さい。なお、手続きの方法・場所・受付時間等については、Web ページ (<http://rcwww.kek.jp/user/jyuuji.htm>)に掲載してあります。手続きの要点は以下の通りです。
  - (a) [共同利用者の場合] 当該年度の最初の作業の場合は、3の本機構予防規程に関する放射線安全教育を受ける。入域カードの貸与または更新手続きをする。個人被ばく線量計を受け取り、実験を開始する。
  - (b) [外来業者の場合] 作業計画書を放射線管理室受付に提出する。当該年度最初の作業の場合は、3の本機構予防規程に関する安全教育を受ける。放射線管理室受付で入域カードと本所の個人被ばく線量計を借りる。
  - (c) 当該年度の被ばくが、男子にあつては5mSv、女子にあつては1mSvを越えている場合には、被ばく記録の写しを提出し、放射線管理室の指示を受ける。当該年度の被ばくが10mSvを越えている放射線業務従事者は、原則として本機構での放射線作業を行うことができない。
  - (d) 共同利用者等で本機構において放射線業務従事する際に、妊娠中の女性業務従事者は、その旨を所定の書式（様式第11号）で放射線取扱主任者に申し出、指示を受ける。

5. 共同利用者は、月が変わる毎に必ず個人被ばく線量計を交換して下さい。外来業者については、毎日放射線管理室受付に借用しているものを返却して下さい。
- 6.外来者が本機構で行う放射線作業に伴う被ばくについては、本機構の責任で被ばく管理を行いますが、当該年度における個人の積算被ばく線量の管理はできません。

本機構に於ける放射線作業によって受けた線量が、検出感度以上（1ヶ月あたり、X線、 $\gamma$ 線、 $\beta$ 線、熱中性子の場合は、0.1mSv、速中性子の場合は、0.2mSv）の場合は、被ばく線量の測定結果を通知します。通知が無い場合は、被ばく線量が検出感度以下であったと了解して下さい。なお、被ばく線量について疑問な点がありましたら、放射線管理室受付にお問い合わせ下さい。

- 7.本機構における被ばく管理目標は1日につき男子0.5mSv、女子0.3mSv、1週につき男子1.0mSv、女子0.5mSvです。外来者で本機構より厳しい管理基準の下で作業を行う必要があるときは、外来者の所属元で被ばく管理の責任を持つ事とします。
- 8.前年度の被ばくが、1mSvを越えている場合は、その値を記入すると共に、健康診断書の写しを添付して下さい。
- 9.作業にあたっては、本機構の予防規程に従うと共に、外来業者にあつては作業内容等について本機構作業責任者と充分打ち合わせの上、安全確保につとめて下さい。
- 10.放射線作業従事にあたって不明な点がありましたら、本機構作業責任者または放射線管理室受付（内線3500）にお問い合わせ下さい。